

防衛省聴聞手続規則について

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府令で規定していた不利益処分に係る聴聞の手続について、新たに防衛省令を制定するもの。

2 概 要

防衛大臣等が行う不利益処分に係る聴聞の手続について、次の事項を定める。

- (1) 聴聞の期日の変更
- (2) 関係人の参加許可の手続
- (3) 文書等の閲覧の手続
- (4) 主宰者の指名の手続
- (5) 補佐人の出頭許可の手続
- (6) 聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持
- (7) 聴聞の期日における審理の公開の手続
- (8) 陳述書の提出の方法等
- (9) 聴聞調書及び報告書の記載事項
- (10) 聴聞調書及び報告書の閲覧の手続

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 1 月 9 日）